

2024年10月23日

株式会社 四国銀行



家庭と仕事の両立支援制度拡充について

株式会社四国銀行（頭取 小林達司）は、10年ビジョン「地域と産業を牽引するベスト&リライアブルカンパニー」の実現に向けた態勢構築の一環として、家庭と仕事の両立に向けた支援制度を拡充しましたので、下記の通りお知らせいたします。

本件は、「プラチナくるみんプラス」認定、および「トモニン」取得企業として、従業員の多様なライフスタイルへの配慮や少子高齢化社会への対応を強化することにより、従業員が安心して、育児や介護、看護等と仕事を両立できる職場環境の整備を目的としています。

当行は、今後も多様な人材がその個性と能力を十分に発揮し、やりがい・働きがいを感じながら活躍できる職場環境を整備することで、企業としての成長や持続可能な地域社会の実現に貢献してまいります。

記

1. 実施日

2024年10月1日

2. 主な拡充内容



項目	内容
育児短時間勤務制度の適用範囲拡大	適用範囲を中学校1年生の始期までに拡大
積立休暇制度の要件緩和	介護、看護、子の「慣らし保育」等に使用できるよう要件緩和
「介護サポート休暇」の制定	家族の介護や病院付添い、各種手続き代行時に使用可能
両立支援相談窓口の設置	育児、介護、看護、傷病等との両立支援に関する専用相談窓口

※行内イントラネットでの情報提供を開始（当行相談窓口・当行両立支援制度・公的機関相談窓口等掲載）

以上